

法務総合研究所研究部報告

9

—諸外国における犯罪被害者施策に関する研究—

2000

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第9号は、法務総合研究所研究部が平成11年に実施した諸外国（アメリカ、連合王国、ドイツ、フランス、韓国、カナダ及びオセアニア）の犯罪被害者施策の現状についての研究調査結果をとりまとめて刊行するものである。

諸外国においては、1950年代に、連合王国で、被害者に対する国家補償制度について議会で検討が始まったのを契機として、多くの国々で犯罪被害者に対する国家補償の制度が導入され、さらに、1980年代に入ってから、アメリカ、連合王国等を中心に、刑事手続における被害者の保護や被害者の法的地位の確立及び向上を目指す動きが活発化するなど、犯罪被害者の保護・救済に向けての取組が積極的に行われている。

近年、我が国では、地下鉄サリン事件等を契機に犯罪被害者の問題に対する国民の関心が高まっており、近時、刑事司法機関等においても、犯罪被害者の保護等の観点から様々な取組が行われているが、今後、犯罪被害者の保護・救済に向けてより一層有効な施策を講じていく上で、諸外国において行われている被害者施策の内容を知ることは有益だと思われる。

本報告が、各方面でなされている犯罪被害者の保護・救済に向けての議論に何程かの寄与をなし得るとすれば幸いである。

終わりに、本研究調査に当たって御協力をいただいた在外の大使館・領事館の関係各位を始めとする関係機関及び関係者の方々に対し、改めて謝意を表する次第である。

平成12年3月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

アメリカにおける犯罪被害者施策及びその運用実態	安東 美和子	1
	松田 美智子	
	染田 惠	
連合王国における犯罪被害者施策	浜井 浩一	53
	横地 環	
ドイツにおける被害者保護施策及び被害者救済活動の現状	滝本 幸一	103
	橋本 三保子	
フランスにおける犯罪被害者への援助	中野 陽子	151
	岡田 和也	
韓国における犯罪被害者施策	小柳 浩子	193
	栗栖 素子	
カナダにおける犯罪被害者施策	吉田 研一郎	243
	立谷 隆司	
オセアニアにおける犯罪被害者施策	浜井 浩一	271
	横地 環	